研究活動上の 不正行為防止マニュアル

概要版



岩手大学研究·地域連携部研究推進課 平成30年9月27日 (令和2年3月25日最終更新)

研究活動における不正行為について

本学では、「不正行為」は、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、および他社の研究成果等の盗用が、不正行為に該当するほか、他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として含まれうるとしています。

また、「特定不正行為」として、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果における以下のいずれかに該当する行為をいうこととしています。

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究 活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (文部科学大臣決定、平成26年8月26日)」(以下「ガイ ドライン」という。)においても同様です。

研究活動における不正行為を起こさないために

ガイドラインでは、研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要であるとしています。

本学では、職員及び学生に対し、不正行為の予防を目的とした研究 倫理に関する教育、啓発等を行うため、本学及び各部局等にそれぞれ、 研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教育責任者を置いています。

本学では、研究倫理教育教材として、

APRIN e-ラーニングプログラム

https://edu.aprin.or.jp

を使用しています。また、外部資金契約相手先からの指定による JSPS 教材による e-learning の受講も可能です。

JSPS 研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE])

https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx

使用に当たっては事前の登録が必要となりますので、所属する学 部等の事務室までお問い合わせ願います。

その他には、

「科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得 」 (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

(日本語版)http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf

(英語版)http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri_e.pdf

などがあります。

参考

論文などの投稿時に不正行為とならないために 気を付けること

自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか? 自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか?

再現性があることの確認をして発表していますか?

生データ、実験で扱った試料、実験ノートの保存・管理はできていますか?

共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか?

投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか?

二重投稿や盗用とならないように、すでに発表されている著作物 の表現や内容については、引用であることを示していますか?

<出典>研究者のみなさまへ~責任ある研究活動を目指して~平成27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機構

研究資料等の保管について

ガイドラインでは、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益であるとしています。

本学では、「研究活動に当たって、実験・観察ノート等の記録媒体 の作成・保管及び実験試料・試薬の保存等を行うとともに、必要な場 合にはそれを開示しなければならない。この場合において、当該記録 媒体等は、当該記録媒体等をもとに得た研究成果の発表から5年間 保存するものとする」としています。

不正行為を行ったと認定された場合の本学の措置

本学では、特定不正行為と認定した場合は、

- ○岩手大学懲戒審査委員会への報告。
- ○調査結果の公表(特定不正行為に関与した者の氏名、所属を含む)。
- ○特定不正行為と認定された研究活動の停止。
- ○論文の取り下げの勧告等。
- などが行われます。

競争的資金の応募資格の制限等

				•
不正行為にかかる応募制限の対象者			不正行為の程度	応募制限 期間
不正行為に関与した者	1.研究の当初から不正行為を 行うことを意図していた場合な ど、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、 代表執筆者又は	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		これらのものと 同等の責任を負 うと認定された もの)	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性が 低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3 . 1 . 及び 2 . を除く不正行為 に関与した者			2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為の あった研究に係る論文等の責任を負う著者(監			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性が 高いと判断されるもの	2~3年
修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の 責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

[「]競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成24年10月17日改正)

通報窓口

本学では、特定不正行為に関する告発及び特定不正行為に関する 相談に対応する受付窓口を設置し、受付担当者を置いています。

受付担当者:研究・地域連携部長(事務局1F)

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番8号

電話:019-621-6048

E-mail:kenbucho@iwate-u.ac.jp

受付時間:平日 8:30~17:15

本書の内容に関するお問い合わせ先

研究・地域連携部研究推進課総括・企画グループ

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番8号

電話:019-621-6851

E-mail:ksokatsu@iwate-u.ac.jp